

1. 会合名	「ATCワーキング・グループ」(第3回) 議事要旨
2. 日時	平成23年5月13日(金)午後1時30分～午後2時40分
3. 議案	<p>1. ソーシャルネットワークサービス(SNS)を利用した広告に関する規制のあり方について</p> <p>2. インベスター・アラートの拡充について</p> <p>3. 震災により生じた諸問題等を踏まえた諸規制の見直しの必要性について</p>
4. 主な内容	<p>1. ソーシャルネットワークサービス(SNS)を利用した広告に関する規制のあり方について</p> <p>事務局より、配付資料1に基づき説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや電子メールでの広告は、明らかに会社としての行為であることが強く推認できるケースが多いと思うが、SNSの広告については、これまでの広告とは違う複雑な問題となる可能性がある。個人が行っているのか、それとも会社として行っているのかを判断しかねるケースがあると思う。個人として行うことを協会として規制することを考えているのか。 ・ 例えば、Facebookではセミナーの案内などが行われたりすることもあるが、そのような行為を外務員が行った場合の切り分けが難しいと思う。 当面は、会社としての行為について検討していきたい。(事務局) ・ 広がっていったツイートを遡っていくと、最終的に発信元にたどり着くのか。 ある程度は発信元にたどり着くことはできると思うが、広がる過程で発信元の記載内容が編集等されてしまっている可能性もあると思う。(事務局) ・ SNSの運営会社が発信元等の情報を保有しているのではないか。 最低限の登録情報は保有していると思われるが、詳細は承知していない。法に抵触する行為があった場合に、警察当局であれば情報の提供依頼をし、取得することはできるかもしれない。(事務局) ・ 何か問題があった時に、発信元を特定することはできるのだろうか。 例えば、Facebookでは、登録されているメールアドレスまでは分かると思う。 ・ 過去の訴訟において、プロバイダーが投稿者の情報を開示しなければならないとの判決が出された事例があったかと思う。ポータルサイトの掲示板等では運営会社に依頼をすれば開示されることもあると思うが、ブログやSNSの場合はどうかということかなり難しいのではないか。 ・ 昨今出てきているSNSなどの新たなツールは、金商業者が正しい情報を記載しても、情報が伝播していく過程で、故意にせよ過失にせよ内容が変わってしまい、それが市場や投資家に影響を与えてしまうことがあると思ってお

り、心配である。個人投資家へ、そのようなことが起こるということを啓発することも必要ではないか。

- ・ 米国のルールでは、「ソーシャル・メディア・サイトを通じて行う業務は、記録保存義務の対象」とあるが、記録保存期間の定めはどうなっているのか。また、「ブログによるリアルタイムでのコミュニケーションは、事前承認を要しないが、規則 3010（監督責任）に基づく監督が必要」とあるが、ここでいう規則 3010（監督責任）とは、どのような内容の規定か。最後に、削除依頼を行った場合としては、運営会社側でどのように対応されるのだろうか。

即答できかねるが、削除依頼は難しいのではないか。（※）

米国のルールについては、会議終了後に、事務局において米国 F I N R A (金融取引業規制機構)のホームページ等により、大要以下のような規定であることを確認した。

(1) 「記録保存期間の定め」について

会社若しくは従業員が、業務に関連して授受した情報（原本及び写し）は3年間保存しなければならないこととされており、電子的な情報にも適用されると解される (Notice to Members 03-33 July 2003)。

(2) 「規則 3010（監督責任）の内容」について

N A S D 規則 3010 とは、会社に対して、社内管理態勢の整備を求めるような一般的な規定である。会社には、法令遵守の目的を達成するために、登録外務員や従業員の活動を監督する制度を構築・維持することが求められている。なお、登録外務員や従業員が電子的な情報通信技術を利用する場合の監督責任も含まれていると解される (Notice to Members 03-33 July 2003)。

- ・ 例えば、ツイッターでは 140 字以内という字数制限があり、その制限内では本当に書きたいことを書ききれないのではないかという心配がある。
- ・ ツイッターの記載内容の拡散は、メールの転送と同じようなイメージではないか。
- ・ SNS を利用した際に、記載内容を自社で管理しきれず、何かあった際には責任を取れないと思うので、SNS の利用は難しいのではないか。
- ・ 「資料 1 - 1」 6 頁目の図で、A さん・B さんは匿名なのか。
匿名だと思う。

ここで、事務局より、今後の進め方について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

(主な説明内容)

- ・ 事務局では、SNS を現在利用しているあるいは今後利用を予定している協会の意見等を踏まえながら、何らかのガイドラインのようなものを策定していきたいと考えている。既存の広告ワーキングでの検討あるいは新たに SNS の広告に関するワーキングなどを設置することを含め、検討させていただきたい。

- ・ なお、事務局では、協会員向けに SNS の利用状況に関する実態調査（アンケート）なども実施してはどうかと考えている。

（主な意見等）

- ・ SNS を使った行為は「広告」となるのか、それともその範疇からは外れる行為なのか。
 広告に該当する場合もあり、広告に該当する場合に留意すべき点などを検討していきたい。（事務局）
- ・ 広告に該当させないようにすることをまず整理した上で、議論していくべきではないか。
 金商法上の定義として広告が規定されており、業の内容を記載した文書やそのような行為は広告となりえると思う。（事務局）
- ・ 金商法施行時のパブコメ結果等も参照の上で、一般的な会社の説明やセミナー案内等の一定の行為に限って利用可能とすることも考えられる。
- ・ SNS のような新たなツールの開発・利用は、イノベーションでもあると思うので、証券業界は使いこなせず遅れているということにはならないように、建設的な議論をしていただきたい。

2．インベスター・アラートの拡充について

事務局より、配付資料 2 に基づき説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

（主な意見等）

- ・ 商品のリスク等を広く周知することは大切だと思うが、もともと「インベスター・アラート」とは詐欺やトラブルについて記載されているコンテンツであり、今回、これらの説明を掲載することにより、商品の存在自体が悪だということになりかねないのではないか。掲載場所や記載内容について、もっと工夫が必要ではないか。
 トラブルや苦情が多い事案からホームページに掲載し始めているため、現在はそのような記載となっているが、これらに留まる必要性はなく色々な注意喚起等を拡充していきたい。また、ご指摘のように誤解を招くような形で情報が伝わることにならないよう工夫したい。（事務局）
- ・ 「インベスター・アラート」の掲載は、以前から周知していただくように要請していたため、着実に実行に移していただいたことに感謝したい。そもそも、今回掲載を予定している商品は未公開株のような詐欺目的のものとは性質が違う。事案として、詐欺である事案と、商品の特性を理解しなかったまま購入し販売会社とトラブルになってしまう事案があるが、今回、ホームページに追加掲載を検討されている案は后者であり、十分商品を理解しないまま購入しトラブルが発生しているケースがあるということを頭書きに記載してはどうか。今後、トラブルとなる商品も変わってくると思うので、そのような記載があったほうが、追加や変更もしやすいのではないか。

詐欺の問題と商品への理解の話とは切り口が異なるので、分けて考えるべきであるとのこと指摘を踏まえ、今後、書きぶりなどを工夫したい。(事務局)

一般の方が本協会のホームページをあまり見ていただけないという問題があり、バナーのタイトルを工夫しているのであるが、ご指摘などを踏まえ、見直しを検討したい。(事務局)

- ・ 複雑な仕組みの商品に関しては、一般の投資家のみではなく、年金基金や学校法人でも起こりえる話である。
- ・ 詐欺目的の勧誘への注意喚起と、今回のような商品理解についてセカンドオピニオンを求めるような記載とは、分けて考えるべきだ。例えば、実際に勧誘する際に、ホームページをご参照いただきたい旨をお伝えすると、顧客にとってより参考となるのではないか。
- ・ この他にも、このような商品についても注意喚起を掲載すべきだというご意見があれば、ご提案いただきたいと思う。

3. 震災により生じた諸問題等を踏まえた諸規制の見直しの必要性について

事務局より、配付資料3に基づき説明が行われ、意見提出委員より補足説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

(主な意見等)

【運用報告書の簡素化、目論見書の交付方法の見直し】について

- ・ 先般の金融審議会での議論の末、法令改正が行われ、目論見書の簡素化が行われたが、次の課題として運用報告書について検討すると聞いている。

今後の投信法改正の関係で議論されるのではないか。(事務局)

- ・ 投資家が読めるような運用報告書を作成いただきたい。10 ページ程度が適切ではないか。各社の意見をよく聞き、議論を進めていただきたい。

運用報告書の見直しについては、当局等へ働きかけていくこととしたい。(事務局)

- ・ 運用報告書については、顧客が電子的な交付を承諾した場合でも、紙で交付する必要があるのか。電子交付の方法としては、販売会社のホームページに掲載しておけば問題ないということか。

顧客が電子交付に同意すれば、紙での交付は不要である。

電子交付の場合、顧客が専用ページにログインした後の画面に掲載しているのではないか。

- ・ 電子交付に同意しない顧客も多数存在するということか。
同意していただくよう努めているが、返事がないということも多い。
- ・ 全員がインターネットを使える訳ではなく、また、紙媒体で交付している顧客がトラブルの当事者であることが多い。資料を綴じておきたいというニーズもあるのではないか。運用報告書を確認し、初めて運用実績を把握して販売会社に問い合わせるといったこともあると思う。また、インターネットを使えるとしても必ず書面を確認する訳ではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙での交付が基本であるという考え方を転換すべき時期にきているのではないか。欧米では、電子交付がベースになっていると思う。会社法でも電子公告が認められたところである。 ・ 多種多様な顧客のニーズに応じた提供をしていただきたい。 ・ 電子交付の方法はより簡素化できると思う。今回のライツ・イシューの法令改正の関連は、幾分か進んだ議論がされたと思う。 ・ 顧客情報のオプトイン・オプトアウトと同じ考えで、意思表示していない顧客をどちら側に属させて考えるかということではないか。 <p>【証券会社のリスク管理のあり方 インターネット取引における適合性原則・説明義務のあり方】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特にインターネット取引を行う場合においては、自社の顧客を良く把握し、信用を供与してもよい顧客であるかどうかを受注の都度見極める方法を確立することが重要であると思う。 <p style="padding-left: 40px;">信用・オプション取引の損失の問題は、インターネット証券会社だけではなく、対面営業を行う証券会社でも起こった問題である。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪証券取引所でもワーキングを立ち上げ、検討する予定であると聞いている。 <p style="padding-left: 40px;">まずは、大阪証券取引所の議論を注視していきたい。(事務局)</p>
5 . その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6 . 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)